

犬を飼っている皆様へ

◎ 飼い犬登録・狂犬病予防注射に関することは市町村へ！！

近隣の外国では狂犬病が発生しており、平成18年にはフィリピンで犬にかまれた男性が狂犬病ウイルスに感染し、日本国内で発症して死亡されたいたましい事件がありました。こうしたことから、いつまた日本に狂犬病が侵入するかわかりません。狂犬病は、発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。飼い主は犬を取得した日(生後 90日以内の犬を取得した場合には生後90日を経過した日)から30日以内に、**犬の登録を受け、毎年1回必ず狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。また、鑑札、注射済票を犬に着けることも義務付けられています。**着けていると、迷子になっても飼い主がわかります。

〔狂犬病予防法第4条第1項、第3項及び第5条第1項、第3項〕

犬の所在地が変わったとき(必ず鑑札を持参すること)、飼い主が変わったとき、飼い主の住所・氏名が変わったときは、変更後の犬の所在地を管轄する市町村へ必ず届けてください。犬が死んだときも、登録を抹消するために必ず届出をしてください。

〔狂犬病予防法第4条第4項、第5項〕

◎ 飼い方の相談は保健所へ

(下記の保健所でご相談下さい)

保健所名	電話番号	保健所名	電話番号
池田保健所	072-751-2990	守口保健所	06-6993-3131
豊中保健所	06-6849-1721	八尾保健所	072-994-0661
吹田保健所	06-6339-2225	藤井寺保健所	072-952-6165
茨木保健所	072-624-4668	富田林保健所	0721-23-2681
枚方保健所	072-845-3151	和泉保健所	0725-41-1342
寝屋川保健所	072-829-7771	岸和田保健所	072-422-5681
四條畷保健所	072-878-1021	泉佐野保健所	072-464-9688

もし飼えなくなっても、決して捨てないで下さい！！

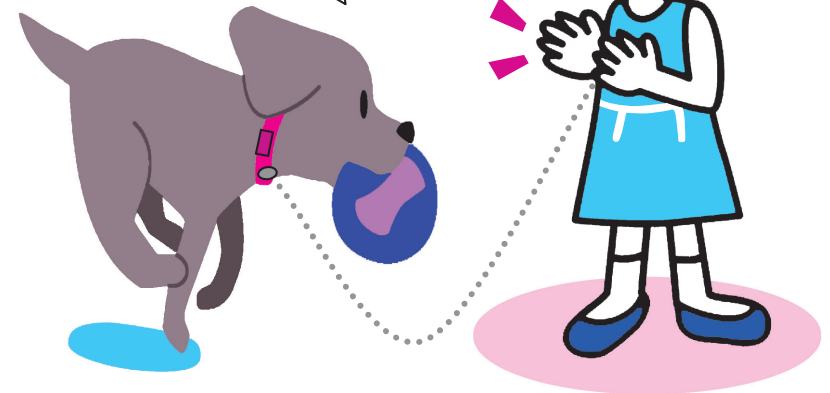
新しい飼い主を探す努力をして下さい。

このパンフレットは 138,000 部作成し、一部あたりの単価は、1.77 円です。

マイクロチップ(※)っていうものもあるみたいだよ。このリーフレットに書いてあるんだって！読んでみようよ。

(※裏面参照)

鑑札をつけているから迷子になっても安心だね！



~愛犬との楽しい生活を送るには 周りの人に迷惑をかけることも大切です~



~知ってください 大阪府の犬のこと~

大阪府では平成19年度より成犬の譲渡も開始し、1年間で子犬94頭、成犬110頭が新しい生活を始めました。しかし、まだまだ処分される犬の数が多のが現状で、平成19年度に致死処分された犬は、成犬・子犬合わせて1,007頭。野犬、捨てられた犬、迷い犬になって飼い主が見つからなかった犬、世話が出来なくなった子犬や老犬・・・たくさんの犬が不幸になっています。こうした現状を変えるために、以下のことを考えてみてください。

- ◆犬がいなくなったら、最寄りの保健所・警察に届出て、必ず**自ら探す努力**をしてください。
- ◆子犬は一度にたくさん生まれ、世話ができないと不幸になってしまいます。必要のない繁殖はさせないように、**不妊・去勢手術を受けさせましょう!**
- ◆**大阪府の譲渡犬を家族に迎える**という選択肢もあることを、興味のある人に教えてあげてくださいね。

■しつけは正しくできていますか？

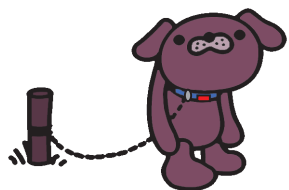
しつけをすることにより、飼い主と飼い犬の主従関係をやしなうことができます。家族みんなでしつけの勉強をして、犬をしつけましょう。

■マナーは守っていますか？

犬の糞や鳴き声、においなどの苦情が多くなっています。犬の苦手な人もたくさんいます。犬の健康と安全の確保に努めるとともに、周りの人に迷惑を及ぼすことのないよう正しく犬を飼いましょう。

■放し飼いをしてはいけません!

庭を荒らしたりする原因になるとともに、人をかむ事故も起きています。また、人にいやがられるだけでなく、交通事故にあったり、野犬をふやす原因にもなります。放し飼いは条例で禁止されています。

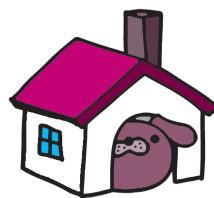


飼い犬が人をかんだことを知ったときは、その犬の飼養者は、直ちに保健所に届出なければなりません。

[大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第4条第3項]

■マイクロチップってなに？

大阪府では迷い犬を保護した場合ホームページに情報を掲載しています。しかし、飼い主が3日以内に見つからない場合は処分の対象となってしまいます。**鑑札**と**注射済票**をつけるほか、首の皮膚の下に直接埋め込む**動物マイクロチップ**というものがあります。マイクロチップには番号が記録されていて、飼い主の確認が簡単にできます。迷い犬のほか、自然災害、盗難、事故などのときにも飼い主がすぐにわかり救護活動が円滑にすすむというメリットがあります。マイクロチップはヨーロッパやアメリカをはじめ、世界中で広く使われています。



犬の飼養者は、飼養標識(右図)を住居の出入り口等、人の見やすい箇所にはりつけ、犬を飼養している旨を表示しなければなりません。

[大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第4条第2項]

